

第3 地球環境の保全

～地球環境の保全に向けて各自が責任をもって行動する「福井」をめざして～

3-1 水環境など生活環境の保全

大気・水・土壌などの生活環境の保全を図るため、環境監視や発生源対策を進めていきます。

特に、環境基準の達成率の低い北潟湖・三方五湖について、農地からの負荷の削減対策や浄化技術の調査研究など総合的に対策を推進していきます。

また、貴重な水資源である地下水について、汚染の未然防止や早期発見に努めていきます。

目 標

- ◇ 閉鎖性水域や中小河川の水質保全に取り組み、豊かな水環境を守ります。
- ◇ 地下水汚染の防止と浄化を推進します。
- ◇ 土壌汚染防止対策を推進します。
- ◇ 地下水利用の抑制等により地盤沈下を防止します。
- ◇ さわやかで、きれいな大気環境を確保します。
- ◇ 静かで安らかな環境を確保します。
- ◇ 災害時・緊急時に適切な環境保全対策を講じます。

施策の展開

(1) 水環境の保全

ア 閉鎖性水域や中小河川の水質保全

- ・ 「福井県汚水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽などの各種事業間の調整を行い、効率的かつ着実に整備を進めます。
- ・ 自然界に存在する植物や微小生物の浄化能力の活用を含め、湖沼水質の改善策についての調査研究を進めます。
- ・ 肥料成分の流出が少ない緩効性肥料や側条施肥田植機の普及をはじめ、省力施肥技術の開発など、農地からの負荷の削減対策を検討・推進します。
- ・ 湖沼内に堆積しているヘドロのしゅんせつ等を行い、窒素、燐の溶出を防止するとともに、波打ち際を緩傾斜のなぎさとし、ヨシ等が自生する植物帯の創出を図ります。

- ・ 水質汚濁防止法や「福井県公害防止条例」に基づく規制を徹底するとともに、三方五湖については、「湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場指導要綱」に基づく排水基準の遵守を指導します。
- ・ 都市中小河川については、生活排水対策や事業場排水への規制・指導などに加え、河川や水路自体の浄化能力の向上を図ります。
- ・ 油の流出や魚類のへい死などの水質事故に迅速に対応するため、関係機関との連携の強化と事故防止のための啓発を行います。
- ・ 下水道や合併処理浄化槽等の適切な管理と法定検査等の周知を図ることにより、維持管理の徹底を図ります。
- ・ 河川・湖沼の水質常時監視を実施します。
- ・ 河川水質の改善を進めるため、現状の利用形態や水質の現況等に応じて環境基準の見直しを行い、より一層きれいな水質をめざします。



三方五湖

〈環境指標〉

項 目	現 状 (H13)	将 来 (H22)
湖沼の環境基準達成率(COD)	35%	100%
河川の環境基準達成率(BOD)	93%	100%
下水道の処理人口普及率	56.9%	71.0%
農業集落排水処理施設の整備	104 供用	172 供用
漁業集落排水処理施設の整備	31 集落 供用	45 集落 供用

イ 海域の水質保全

- ・ 海域の水質常時監視を実施するほか、主要な海水浴場において大腸菌や0-157などの水質検査を徹底し、安全性を確認します。
- ・ 漁場環境の監視や生物モニタリング調査などの水質汚濁等に関する情報の収集により、沿岸海域および内水面の水域環境の保全を図ります。
- ・ 漁場や漁港内に浮遊・漂着した廃棄物の回収や海底の堆積物の除去を実施し、漁場環境の保全を図ります。

〈環境指標〉

項 目	現 状 (H13)	将 来 (H22)
海域の環境基準達成率(COD)	100%	100%
海水浴場の水質 ((適A)達成率)	100%	100%

ウ 地下水汚染の防止と浄化の推進

- ・ 地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の地下水への浸透の防止を徹底します。
- ・ 汚染の早期発見のため、今後とも、市町村等を通じて土地利用などの実情を十分把握しながら、効果的な地下水調査を継続的に実施します。
- ・ 汚染発見時には、飲用等による健康影響の防止を最優先に、地下水の利用者をはじめとする当該地域住民への速やかな情報提供を行います。
- ・ 科学的な調査等の実施により、汚染原因の究明を行うとともに、汚染者負担の原則に基づき浄化対策の実施・指導を進め、汚染の拡大を防止します。

〈環境指標〉

項 目	現 状 (H13)	将 来 (H22)
地下水汚染の防止	汚染地域：31 地区	汚染地域数の減少

エ 土壌汚染防止対策の推進

- ・ 有害物質取扱い工場・事業場に対し、汚染防止の指導を徹底します。
- ・ 有害物質取扱い工場・事業場の利用形態の変更や移転に際しては、土壌汚染状況調査や必要な対策を指導します。
- ・ 汚染が判明した場合には、「指定区域」に指定し、情報を公表します。
- ・ 土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがある場合は、土地所有者等に対し、汚染土壌の除去など、適正な土壌汚染対策を進めます。

オ 地盤沈下の防止

- ・ 地盤沈下を早期に発見するため、地下水位と地盤沈下量の監視を実施します。
- ・ 「福井県地盤沈下対策要綱」に基づき、地盤沈下地域において地下水の揚水制限や地下水利用の抑制に関する指導を徹底します。
- ・ 地下水位の低下を防止するため、節水の合理化や雨水の地下浸透などの対策を推進します。
- ・ 地下水を散水しない、あるいは節水型の消雪技術の開発と普及に努め、冬季における地下水の過剰揚水を防止します。
- ・ 工業用水や生活用水に河川水やダムの水を利用し、地下水の過剰揚水を防止します。

〈環境指標〉

項 目	現 状 (H13)	将 来 (H22)
地盤沈下地域の沈下量	—	13 年度レベルを維持
地盤沈下地域の地下水揚水量	820 万 m ³ /年	13 年度レベル以下に抑制